

(案)

大学入学者選抜協議会運営要領

令和 3 年 月 日
大学入学者選抜協議会決定

大学入学者選抜協議会（以下「協議会」という。）の運営については、この運営要領の定めるところによる。

1. 協議会に座長を置き、委員の互選により選任する。座長が不在の場合は、委員のうちから座長があらかじめ指名する者が、その職務を代行する。
2. 協議会は、大学入学者選抜の実施方法や大学入学共通テストに関する事項等について検討するものであり、大学入学者選抜等に係る非公開の情報をもとに検討を行う必要があることから、非公開で行うことを基本とする。ただし、大学入学者選抜等に係る非公開の情報をもとにした検討を行わない場合その他審議に支障を生じることがないと座長が認める場合は公開で行うことができるものとする。
3. 座長は、大学入学者選抜実施要項等が公表された後に、協議会において配付した資料を公開するものとする。ただし、座長は、資料に大学入学者選抜等に係る非公開の情報が含まれると認めるときその他正当な理由があると認めるときは、会議資料の全部又は一部を非公開とすることができる。
4. 座長は、協議会の議事録を作成し、これを大学入学者選抜実施要項等が公表された後に、公開するものとする。ただし、座長は、議事録に大学入学者選抜等に係る非公開の情報が含まれると認めるときその他正当な理由があると認めるときは、議事録の全部又は一部を非公開とすることができる。
5. この運営要領に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会で決定する。